

貯金事業からのお知らせ

●退職される方は解約の手続きが必要です

該当者：当組合の組合員資格を喪失または任意継続組合員となる方
他の共済組合への転出に伴い、当組合の組合員資格を喪失する方

手続き：「払戻（解約）請求書」を所属所の締切日までにご提出ください。

送金日：3月解約による振込みは、3月30日（水）です。

※退職（資格喪失）日以降は、未解約の場合でも利息はつきません。

●貯金現在残高通知書を送付します

平成28年3月末日における利息組入れ後の貯金額を記載した「貯金現在残高通知書」を、平成28年4月中旬から下旬に送付する予定です。

なお、この通知書は、原則再発行いたしませんので、大切に保管してください。

◆払戻及び解約送金日

	4月	5月	6月
第1回目	4月15日(金)	5月13日(金)	6月15日(水)
第2回目	4月27日(水)	5月30日(月)	6月29日(水)

※解約は第2回目に送金します。

※払戻及び解約請求書の締切日は、各所属所により異なりますので、共済事務担当課にお問い合わせください。

※払戻及び解約請求書の印鑑が届出印と相違した場合、希望日に払戻しができないことがありますので、届出印を確認する場合は、お早めに共済事務担当課へお申し出ください。

